

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律関係手数料条例（平成十二年東京都条例第八十号）新旧対照表（抄）

改正案

別表（第二条関係）

事務	一から十九まで （現行のとおり）	名称	（現行のとおり）	額	（現行のとおり）	徴収時期	（現行のとおり）
					二十 法第三十 八条の五第二 項ス設備士試 験手数料 の技術の利用 に關す試験実 施機 關が定める とき。		
					二万三千円（行政手続受 験申込み の技術の利 用に關す 試験実 施機 關が定 める とき。		
					（現行のとおり）		

現行

事務	一から十九まで （略）	名称	（略）	額	（略）	徴収時期	（略）
					二十 法第三十 八条の五第二 項ス設備士試 験手数料 の技術の利 用に關す試験 実施機 關が定 める とき。		
					二万三千円		
					（略）		